

令和7年3月申込み分から 農地の貸し借りの方法が変わります!



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和5年4月1日施行)により、令和7年3月以降、農用地利用集積計画に基づく「貸し手(農地の所有者)」、「受け手(借受人)」の相対による利用権設定手続きができなくなり、農地中間管理機構(秋田県農業公社)を介した貸借に一本化されます。なお、農地法第3条に基づく農業委員会許可による貸借は従来どおりです。

令和7年3月まで

① 利用権の設定による貸借	② 農地法第3条による貸借	③ 農地中間管理機構(秋田県
		農業公社)を介す貸借
〈相対契約〉	〈相対契約〉	〈機構経由の3者契約〉
農地の貸し手(所有者)	農地の貸し手(所有者)	農地の貸し手(所有者)
		<u> </u>
		機構(秋田県農業公社)
		<u> </u>
農地の受け手(耕作者)	農地の受け手(耕作者)	農地の受け手(耕作者)

地域計画策定後の令和7年4月以降

継続

①廃止

② 農地法第3条による貸借	③ 農地中間管理機構(秋田県農	
	業公社)を介す貸借	
〈相対契約〉	〈機構経由の3者契約〉	
農地の貸し手(所有者)	農地の貸し手(所有者)	
	機構(秋田県農業公社)	
農地の受け手(耕作者)	農地の受け手(耕作者)	
	秋田県農業公社(農地中間管理機構)	
北秋田市農業委員会	TEL: 018-893-6223	
TEL: 0186-62-6609	北秋田市産業部農林課農業振興係	
	TEL: 0186-62-5514	

- ●利用権設定による相対での契約を希望される方は、令和7年2月21日(新規・再設定の申請の最終受付期限)までに北秋田市農林課農業振興係での手続きが必要です。
- 契約中の利用権による貸し借りは、貸借終期(貸借期間の満了日)まで有効です。



お問合せ先

北秋田市産業部農林課農業振興係☎0186-62-5514北秋田市農業委員会☎0186-62-6609